

## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

### お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは  
依存症対策全国センター（NCASA）の  
ホームページをご覧ください。



#### 依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】  
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会  
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】  
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会  
090-1404-3327

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



### お問い合わせ先

#### 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



#### 全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性<sup>®</sup>  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン  
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は  
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁  
Financial Services Agency

## 多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、  
国（財務局）・都道府県で  
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、  
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお  
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人  
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま  
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。  
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を  
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/  
association/dark\\_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、  
毅然とした態度で、  
無視しましょう。

※連絡を取ることが  
あなたの情報を  
与えることになります。



もし被害にあってしまったら  
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、  
「日本貸金業協会」、  
「都道府県庁の相談窓口」、  
「消費生活センター」、「警察」などに  
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも  
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/  
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



## 多重債務に関するお問い合わせ先

### 一般消費者向け相談窓口

関東財務局 甲府財務事務所	055-253-2269
山梨県県民生活センター	055-235-8455
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス山梨	0570-078326
山梨県弁護士会 法律相談センター	055-235-7202
山梨県司法書士会	055-253-6900

### 事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
山梨県司法書士会	055-253-6900

### ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス  
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件  
を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施していま  
す。

### ■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務  
について相談に応じることができます。  
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以  
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ  
とができます。

## 市区町村の相談窓口

甲府市	甲府市消費生活センター	055-237-5309
富士吉田市	富士吉田市消費生活センター	0555-22-1577
都留市	市民部 市民課 市民窓口担当	0554-46-0170
山梨市	商工労政課 商工労政担当	0553-22-1111(内線2363)
大月市	市民生活部 市民課 生活環境担当	0554-23-8023
韮崎市	商工観光課 商工観光担当	0551-22-1111(内線214・216)
南アルプス市	南アルプス市消費生活相談窓口	055-282-7323
北杜市	総務部 総務課 総務担当	0551-42-1311
甲斐市	甲斐市消費生活センター	055-276-5002
笛吹市	笛吹市消費生活センター	055-261-0324
上野原市	市民部 生活環境課 生活環境担当	0554-62-3114
甲州市	市民課 市民協働推進担当	0553-32-5068
中央市	総務部 総務課 総務行政担当	055-274-8511
市川三郷町	産業振興課 商工係	055-240-4157
早川町	振興課 観光担当	0556-45-2516
身延町	観光課 観光商工担当	0556-62-1116
南部町	総務課 総務係	0556-66-3401
富士川町	産業振興課 商工振興担当	0556-22-7202
昭和町	企画財政課 企画情報係	055-275-8154
道志村	産業振興課 商工観光担当	0554-52-2114
西桂町	総務課 総務係	0555-25-2121
忍野村	観光産業課 商工観光係	0555-84-7794
山中湖村	村民生活環境産業課 産業振興係	0555-62-9978
鳴沢村	企画課 商工観光係	0555-85-2312
富士河口湖町	政策企画課 広報統計係	0555-72-1129
小菅村	総務課 消費者行政担当	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課 消費者行政担当	0428-88-0211

※その他の市町村でも相談を受けています。